

高知県地域交通サポーター(高知県過疎地域等政策支援員) 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「高知県地域交通サポーター」(以下「サポーター」という。)の業務等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 サポーターは、過疎地域その他条件不利地域(都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱(令和3年4月1日付け総務省自治行政局過疎対策室長通知。以下、「推進要綱」という。)第3(1)に定める対象地域をいう。)の公共交通の情報の電子化をサポートすることにより、公共交通の利便性を高め、よって公共交通の維持・確保を進めることを目的とする。

(業務内容)

第3条 サポーターは、前条に掲げる目的を達成するため、経路検索等の情報利用者との情報の受け渡しのための共通フォーマットである GTFS のデータの整備等に係る次の各号の業務を行う。

- (1) データの整備を行っていない市町村及び過疎地域その他条件不利地域を有する市町村を運行する交通事業者(以下、「市町村等」という。)が行う整備及びデータ公開の支援
- (2) 既にデータ整備を行っている市町村等が行う情報更新等の支援
- (3) 上記データを活用した新たな技術の導入に向けた支援
- (4) 地域公共交通計画の策定等にあたり必要な公共交通資源の分析、収集、データを活用した各種政策の展開の検討等
- (5) 市町村職員及び市町村職員への助言等を行う県職員に対する GTFS のデータ作成、更新、公開及び各種政策への活用に向けた知識の育成

2 サポーターの業務については、過疎地域(推進要綱第3(1)(イ)に定める地域をいう。以下同じ。)を有しない市町村(条件不利地域(推進要綱第3(1)(ロ)から(ト)に定める地域をいう。以下同じ。)を有する市町村に限る。)にかかる支援業務に従事する時間の合計が、過疎地域を有する市町村にかかる支援業務に従事する時間の合計を超えないこととし、条件不利地域を有しない市町村にかかる支援業務には従事しないものとする。

(任用)

第4条 サポーターは、次の各号の要件を全て満たす者の中から、知事が任用し、県ホームページにおいて採用者を公表する。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 公共交通の路線等に関する情報の電子化を通じ、公共交通の維持確保及び活性化に意欲がある者
- (3) 市町村等における GTFS の整備・普及等に資する専門的な知見を有し、かつ、知見を生かし、市町村等への助言、調整を十分に行うことができる実務経験を有する者

（任用期間）

第 5 条 サポーターの任用期間は 1 年とし、必要に応じて更新（年度更新）するものとする。

（身分）

第 6 条 サポーターの身分は、会計年度任用職員とする。

（報酬等）

第 7 条 サポーターの報酬及び費用弁償については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して定める。

（服務）

第 8 条 サポーターの服務については、高知県の「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」の規定によるものとする。

（守秘義務）

第 9 条 サポーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（退職）

第 10 条 サポーターは、自己都合により任期の途中において退職を希望する場合は、原則として、退職希望日の 30 日前までに退職願を提出しなければならない。

（県の役割）

第 11 条 県は、サポーターの活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) サポーター活用に関するコーディネート
- (2) 各市町村、県庁内関係所属、その他関係機関との調整
- (3) その他、サポーターの円滑な活動に関すること

（附則）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。